

特別区における救護施設の整備について

特別区人事・厚生事務組合は、特別区の共同処理事務として、規約に基づき、更生施設・宿所提供施設・宿泊所を設置運営している。

今般、更生施設利用者の生活課題の多様化及び障がい・傷病の重度化等の課題に対して、適切な対応を実施するため、順次、更生施設を救護施設への転換を進めることとしている。

1 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰ができる見込みのあるものを入所させ、生活扶助（生活指導・作業訓練等）を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第1項2号）。

(1) 都内の施設数等

公立8施設及び私立3施設の計11施設あり、全て特別区内に所在している。

件		施設名	定員	所在地
1	公	しのばず荘	100	台東区
2	公	浜川荘	120	品川区
3	公	けやき荘	30	新宿区
4	公	本木荘	50	足立区
5	公	淀橋荘	70	新宿区
6	公	千駄ヶ谷荘	60	渋谷区
7	公	東が丘荘	50	目黒区
8	公	新塩崎荘	100	江東区

件		施設名	定員	所在地
9	私	さざなみ苑	120	江東区
10	私	ふじみ	50	板橋区
11	私	塩崎荘	100	江東区

(2) 課題

- ① 地域生活移行前の生活訓練を行う施設であるが、自立支援センター設置後、就労自立を目指す者の入所が減り、入居者の大多数が、何らかの精神疾患、知的障がい等を抱え、居宅生活が困難である者となった。その結果、当該入所者に対し、居宅生活を送れるような生活訓練の実施が増えるとともに、入所期間も長期間となっている。
- ② 精神疾患、知的障がい等を抱える者へは、通院同行、服薬管理等の医療的支援、就労意思形成、労働市場のマッチング等の就労支援、高齢者等への介護支援等多様かつ専門的な支援が必要である。当該支援は、本来、救護施設で行うものであるが、救護施設がない特別区では、事実上更生施設が受け皿となっている。

2 救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させ、生活扶助（生活指導・作業訓練等）を行うことを目的とする施設（生活保護法第38条第1項第1号）。

都内の施設数等

公立はなく、私立10施設のみ。全て特別区以外に所在している。

件		施設名	定員	所在地	件		施設名	定員	所在地
1	私	光の家神愛園	80	日野市	6	私	くるめ園	50	小平市
2	私	黎明寮	100	小平市	7	私	救世軍自省館	50	清瀬市
3	私	あかつき	195	小平市	8	私	さつき荘	50	東村山市
4	私	昭島荘	100	昭島市	9	私	光華	85	八王子市
5	私	村山荘	100	東村山市	10	私	優仁ホーム	100	八王子市

3 特別人事及び厚生事務組合同規約の改正

特別区は、更生施設等の保護施設の設置及び管理を、特別区人事・厚生事務組合で共同処理しており、共同処理する事務に、救護施設を追加する改正を行う。

(1) 施行日

令和4年4月1日

(2) 改正手続き

- ① 令和3年第4回定例会に、規約改正議案を提出する。
- ② 組合宛に、議決謄本を送付。
- ③ 組合が都知事宛に規約改正の許可申請

4 救護施設化する更生施設、改築工事スケジュール（予定）等

(1) 対象となる更生施設

淀橋（よどばし）荘 … 所在地：新宿区

(2) 理由

- ① 建築後35年以上経過し、設備の老朽化によって施設利用に支障をきたしている。
- ② 給排水衛生設備は耐用年数を超えている。
- ③ 事業休止を伴う大規模な改修よりも改築したほうが効率的である。

(3) スケジュール（予定）

令和3年度 : 特別区人事及び厚生事務組合同規約改正
令和4年度 : 予算策定
令和5～9年度 : 設計・改築工事
令和10年度 : 開設